

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、記の 1 を令和 6 年 5 月 1 日から適用し、記の 2 を令和 6 年 6 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）の別添 1 第 2 章第 13 部第 1 節 N 0 0 5 - 3 に次を加える。
(3) CLDN18 タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、治癒切除不能な進行・再発の胃癌患者を対象として、抗 CLDN18.2 モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。
- 2 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）の別添 1 第 2 章第 13 部第 1 節 N 0 0 5 - 3 に次を加える。
(2) CLDN18 タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、治癒切除不能な進

行・再発の胃癌患者を対象として、抗 CLDN18.2 モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第12部 (略)</p> <p>第13部 病理診断</p> <p>第1節 病理標本作成料</p> <p>N000～N005-2 (略)</p> <p>N005-3 PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) CLDN18タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、治癒切除不能な進行・再発の胃癌患者を対象として、抗CLDN18.2モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</u></p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第12部 (略)</p> <p>第13部 病理診断</p> <p>第1節 病理標本作成料</p> <p>N000～N005-2 (略)</p> <p>N005-3 PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章（略） 第2章 特掲診療料 第1部～第12部（略） 第13部 病理診断 第1節 病理標本作成料 N000～N005-2（略） N005-3 PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製 (1)（略） <u>(2) CLDN18タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、治癒切除不能な進行・再発の胃癌患者を対象として、抗CLDN18.2モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</u> N005-4（略） 第2節（略） 第3章（略）</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章（略） 第2章 特掲診療料 第1部～第12部（略） 第13部 病理診断 第1節 病理標本作成料 N000～N005-2（略） N005-3 PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製 (1)（略） (新設) N005-4（略） 第2節（略） 第3章（略）</p>